

様

29-3-6405

神奈川県労働局
労働局長 姉崎 猛

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
神奈川支部 支部会長 関田 昌樹

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

厚生労働省では、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公正性及び労働者の福祉の向上の観点から労働者を雇用している全ての事業主に自主的な保険加入手続きが行われるよう推進しております。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の業務や通勤を原因とする傷病等に対する給付や失業時の給付等を行う保険制度であり、加入基準はそれぞれ異なりますが、労働者（パートタイマー・アルバイト等を含む）を一人でも雇用していれば加入手続きを行うことが義務付けられています。

先日、当支部では、厚生労働省から委託を受け、労働保険の成立状況及び対象労働者の有無について、「労働保険成立状況に係る通信調査」をさせていただきましたが、加入の必要性についての確認ができませんでした。

つきましては、対象となる労働者の有無の確認と、労働保険制度の概要や加入手続きに係る説明のため、当支部が委嘱した専門的知識を有する「労働保険加入勧奨推進員」を下記により訪問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 訪問予定日時 平成 年 月 日 () 午前・午後 時頃
2. 訪問する労働保険適正加入推進員名 氏名 _____
3. 訪問予定日時が都合の悪い場合の連絡先 TEL () _____
FAX () _____

※本状と行き違いに労働保険に加入済の場合は、本状の送付をご容赦いただくとともに労働保険適正加入推進員までご連絡いただきますようお願い致します。

上記連絡先不在の場合は
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
神奈川支部 事務局

TEL 045-210-9494